

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

一

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

三

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則

(同)

三

告示

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正

(出納管理課)

四

岐阜県政府調達苦情検討委員会設置要綱の廃止

(同)

五

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「地方機関()の下に「岐阜県民ふれあい会館に所在する地方機関、岐阜地域福祉事務所及び岐阜教育事務所(以下「県民ふれあい会館等に所在する地方機関」という。)並びに」を加え、同条ただし書中「総合庁舎」を「県民ふれあい会館等に所在する地方機関若しくは総合庁舎」に改める。

第四十三条第二項中「出納員」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第四十三条の二第一項中「に支払」の下に「(県税(地方法人特別税を含む。次項において同じ。))の還付を除く。」を加え、同条第二項中「出納員」を「会計管理者又は出納員」に改め、「(地方法人特別税を含む。)」を削る。

第四十四条第二項中「出納員」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第四十四条の四中「の各号」を削り、同条第五号中「社団法人岐阜県農畜産公社」を「一般社団法人岐阜県農畜産公社」に、「買入れる」を「買入れる」に改める。

第一百一条中「の各号」を削り、同条第一号中「高等技能専門学校、試験研究機関及び高等学校」を「職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、試験研究機関、高等学校及び特別支援学校」に改める。

第一百七十七条第一項中「三・一パーセント」を「三・〇パーセント」に改める。

第二百二十六条第一項第一号中、「証紙代金収納計器で表示させることにより、又は」を削る。

第百四十二条の二第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第百七十六条の二第一項中「出納員が」を「県民ふれあい会館等に所在する地方機関において」に、「又は」を「若しくは」に改め、「口座振替を」の下に「行おうとする」とき、又は出納員がこれらの支払を」を加える。

第百七十八条第三項中「第二項の」を「前二項の」に、「出納員が行う」を「第四十三条の二第二項の規定による」に、「出納員」を「会計管理者又は出納員」に改める。
第百七十九条の二第二項中「出納員が行う」を「第四十四条第二項の規定による」に、「出納員」を「会計管理者又は出納員」に改める。

別表二上欄中「清流の国ぎぶつくり推進課」を削り、「環境管理課」の下に「自然環境保全課」を、「人権施策推進課」の下に「県民生活相談センター、岐阜地域環境室」を、「情報産業課」の下に「岐阜地域産業労働室」を加え、「国際戦略推進課、県産材流通課、森林整備課、治山課、施設調整課、運営調整課、競技式典課、

競技力向上対策課及びぎぶ清流大会推進課」を「及び国際戦略推進課」に、「清流の国環境管理

「人づくり文化課

「人づくり文化課

「環境管理課」を「自然環境保全課」に、「人権施策推進課」を

「人づくり文化課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

「人権施策推進課

施設調整課
運営調整課
競技式典課
競技力向上対策課
ぎぶ清流大会推進課
総務企画課の出納員

中小企業課 労働雇用課 企業誘致課 産業技術課 地域産業課 商業流通課 情報産業課 岐阜地域産業労働室 観光課 国際戦略推進課	商工政策課の出納員	に改める。
--	-----------	-------

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

岐阜県用度事業事務取扱規則（昭和三十四年岐阜県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「に物品受領者の受領印を押させ、これ」を「への物品受領者の署名」に改める。

第七条中「次の区分」を「各指定供用物の所管課の係長」に改め、同条各号を削る。

第八条第一項中「県の機関」を「岐阜県会計職員に関する規則第一条第一号に規定す

センター に、同表中	中小企業課 労働雇用課 企業誘致課 産業技術課 地域産業課 商業流通課 情報産業課 観光課 国際戦略推進課	商工政策課の出納員	林政課の出納員
---------------	---	-----------	---------

る地方機関及び岐阜県警察組織規則第三章に規定する警察学校」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表健康福祉部健康福祉政策課の部の次に次のように加える。

農政部農 業経営課	農業経営課岐阜 市駐在	農業経営課岐阜市駐在において取り扱う有料道路自 動料金收受システムの用に供する識別カード（以下 「識別カード」という。）の出納、保管及び記録管理 に関すること。
--------------	----------------	---

第九条第一項の表中山間農業研究所の部中山間農業研究所中津川支所の項中「有料道路自動料金收受システムの用に供する識別カード（以下「識別カード」という。）を「識別カード」に改め、同表畜産研究所の部の次に次のように加える。

中央家畜 保健衛生 所	中央家畜保健衛 生所岐阜市駐在	中央家畜保健衛生所岐阜市駐在において取り扱う識 別カードの出納、保管及び記録管理に関すること。
-------------------	--------------------	--

第九条第一項の表飛騨特別支援学校の部を削り、同表警察本部総務室会計課の部取調べ監督課の項、地域課の項及び通信指令課の項を削り、同部生活環境課の項の次に次のように加える。

地域課	地域課において取り扱う特定消耗品の出納、保管 及び記録管理に関すること。
-----	---

通信指令課

通信指令課において取り扱う特定消耗品の出納、
保管及び記録管理に関すること。

第九条第一項の表警察本部総務室会計課の部国体対策課の項を削る。

別表第一上欄中「（総務企画課、施設調整課、運営調整課、競技式典課、競技力向上
対策課及びびぎふ清流大会推進課を除く。）を削り、同表総務企画課の項を削る。

別表第二岐阜県税務所及び東濃県税務所の項中「及び東濃県税務所」を削り、
同表県税務所（岐阜県税務所及び東濃県税務所を除く。）の項中「及び東濃県税
務所」を削り、「県税課長」を「総務課税課長」に改め、同表県民生活相談センタ
ーの項を削り、同表保健所に置かれる事務所の項の次に次のように加える。

岐阜地域福祉事務所	福祉課長
中央家畜保健衛生所	総務課長

別表第二農業高等学校の項の次に次のように加える。

別表第二家畜保健衛生所の項中「家畜保健衛生所」の下に「（中央家畜保健衛生所を
除く。）を加え、同表森林文化アカデミーの項中「管理課長」を「総務課長」に改める。
別表第三一の項中「及びび三の項」を削り、「並びに出納事務局出納管理課長、出納事
務局出納管理課の出納審査監及び審査係に属する上席の職員である」を「出納事務局
長である出納員及び出納事務局出納管理課の総括管理監以外の」に改め、同表三の項を
削り、同表四の項中「五の項」を「四の項」に、「九の項」を「七の項」に改め、同項
を同表三の項とし、同表五の項中「六の項」を「五の項」に、「及び総合庁舎内」を「
総合庁舎内」に改め、「の出納員」の下に「岐阜県県民ふれあい会館内の地方機関の
出納員、岐阜地域福祉事務所の出納員及び岐阜教育事務所の出納員」を加え、同項を同
表四の項とし、同表六の項中「八の項」を「七の項」に改め、同項を同表五の項とし、
同表中七の項を六の項とし、八の項を七の項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を所掌する。

一 千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)の対象となる県が行う調達に係る苦情の検討を行い、当該調達が協定に違反して行われたか否かを判断し、苦情の全部又は一部を認めるかどうかを決定すること。

二 苦情の全部又は一部を認めることとしたときは、苦情に係る調達を行った機関に対して必要な是正策を提案すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札制度及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合、この限りでない。

(会議)

第七条 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第九条 委員会の庶務は、出納事務局出納管理課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を得て委員長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百二十五号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示(昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表二株式会社十六銀行県庁支店の項中「岐阜家畜保健衛生所、図書館」を「図書館」に改め、同表株式会社十六銀行県庁支店県民ふれあい会館出張所の項中「岐阜振興局、職員研修所」を「職員研修所」に改め、マ、県民生活相談センター」を削り、「岐阜保健所本巢・山県センター」の下に、マ、岐阜地域福祉事務所」を加え、マ、岐阜建築事務所」を削り、同表株式会社十六銀行下呂支店の項中「下呂看護専門学校」の下に、マ、下呂特別支援学校」を加え、同表株式会社十六銀行古川支店の項中「飛驒神岡高等学校」の下に、マ、飛驒吉城特別支援学校」を加え、同表株式会社大垣共立銀行本店営業部西濃総合庁舎出張所の項中「西濃家畜保健衛生所」を「中央家畜保健衛生所」に、「西濃建築事務所」を「岐阜・西濃建築事務所」に改める。

岐阜県告示第二百二十六号

岐阜県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年岐阜県告示第三百八十二号）は、
廃止する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社